

川崎市公告第1145号

入 札 公 告

令和7年7月17日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎区役所 普通乗用自動車の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町8番地（川崎区役所）

(3) 履行期間

令和8年1月30日から令和15年1月29日まで

(4) 賃貸借物品及び保守の内容

別紙「川崎区役所 普通乗用自動車の賃貸借及び保守仕様書」による

2 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」種目「車両」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品及び台数について、仕様内容を遵守し、確実に納入できること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

本入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。

- (1) 競争入札参加申込書等の配布、提出場所及び問合せ先

〒210-8570

川崎市川崎区東田町8番地 川崎区役所総務課

川崎市川崎区役所まちづくり推進部総務課 担当者：岡村

電 話 044-201-3123 (直通)

FAX 044-201-3209

E-mail 61soumu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年7月17日(木)から令和7年7月23日(水)までの9時00分から17時00分まで(ただし土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)

(3) 提出書類

次のものを、前記3(1)の提出場所に持参し、提出してください。

ア 競争入札参加申込書

イ 納入予定車両の仕様書及びカタログ等の資料

4 入札説明書について

(1) 入札説明書のホームページでの閲覧

この入札に関する入札説明書は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」で閲覧することができます。

(2) 入札説明書等の配布・縦覧

3により競争入札参加申込書を提出した者に、入札説明書等を配布します。また、3(1)の場所において、令和7年7月17日(木)から令和7年7月23日(水)まで縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

3により競争入札参加申込書を提出し、かつ提出された書類を審査した結果、入札参加資格があると認められた者には、令和7年7月28日(月)19時00分までに、令和7年度川崎市競争入札資格審査申請書の委任先メールアドレスに、確認通知書を送付します。なお、当該メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

本入札に関し、次により質問することができます。

ア 質問書の提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の提出期限

令和7年7月23日(水)9時00分から令和7年7月28日(月)12時00分まで(ただし、持参により提出する場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)

ウ 質問書の提出方法

電子メール、FAX又は持参（質問書の様式は定めません）

（２）回答

ア 回答日

令和７年７月３１日（木）

イ 回答方法

質問があった場合、令和７年７月３１日（木）までに参加全社宛て、電子メールまたはFAXにて回答します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。回答後の再質問は受け付けません。

７ 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- （１）この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- （２）一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

８ 入札手続等

（１）入札方法

持参

（２）入札（見積）書の提出日時

令和７年８月７日（木） １１時００分

（３）入札（見積）書の提出場所

川崎市川崎区東田町８番地 川崎区役所１２階会議室

（４）入札金額

入札金額は、税抜きの総額で行います。

月額賃貸借及び保守料（消費税及び地方消費税に相当する金額を除き、１円未満の端数を切り捨てた額）を、履行期間の月数（８４ヶ月）で乗じる方法で見積りしてください。

（５）入札保証金

免除

（６）落札者の決定方法

川崎市契約規則第１４条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

（７）入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 支払いについては、毎月払いとします。

(4) 詳細は、仕様書によります。

(5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。